

森林環境税に係るアンケートの実施

森林環境税に係るアンケートについて

1 目的

森林環境税の見直しに当たり、県民の意見を把握するために実施

2 実施時期

平成 28 年 10 月 8 日（土）～11 月 27 日（日）

3 実施方法

- ・秋のイベントシーズンに当たって、各種イベントで一般県民に対して実施
- ・その他、県総合庁舎等にアンケートを配架する

4 アンケート用紙

別紙（案）のとおり

森林環境税に関するアンケート（福岡県）（案）

森林は、水源のかん養、土砂災害の防止、地球温暖化の防止などの公益的機能を有しており、私達の生活に多くの恵みをもたらしています。それらの公益的機能は、林業生産活動により維持されてきました。しかし、林業の収益性の悪化により、手入れが行われず、「荒廃森林」が発生し、大雨による大規模な土砂災害や台風による倒木の流出、ダムの渇水など私達の生活に悪影響を及ぼすことが懸念されました。そこで福岡県では、平成 20 年度から「福岡県森林環境税」(以下、森林環境税)を導入し、荒廃した森林の再生(間伐等)に取り組むとともに、森林を「県民共有の財産」として守り育てる取組みを実施してまいりました。

平成 29 年度に森林環境税導入から 10 年目を迎えるに当たって、外部の有識者による検討委員会を設け、これまでの成果の検証とともに、11 年目以降の森林環境税の在り方について検討して頂いております。

本アンケートは、森林環境税の検討の参考とさせていただくために、県民の皆さんの御意見をお伺いするものです。

なお、本アンケートでご記入いただいた内容は、本アンケートに関する目的のみに利用し、他の目的には使用いたしません。また、個人を特定することもいたしません。

福岡県 農林水産部 林業振興課

【平成 20 年度から実施している取組の紹介】

[取組 1] 荒廃した森林を再生する取組

<事業内容>

現地調査で荒廃森林を特定し、間伐等の手入れを行うことで、荒廃森林を再生し公益的機能を回復させる取組(事業期間:H20~H29 年度の 10 年間)。また、海岸防風林である松林の被害対策も実施(事業期間:H25~H29 年度の 5 年間)。

<実績>

平成 20~27 年度の 8 年間で約 21,022ha(ヤブオクドーム約 3,000 個分)の森林を再生。平成 29 年度までに、特定した荒廃森林約 29,900ha の再生が概ね完了する見込み。松林の被害は平成 24 年度のピーク時の 1/3 まで減少。



<整備前>



<整備後>

[取組 2] 森林を「県民共有の財産」として守り育てる取組

<事業内容>

ボランティア等が行う森林づくり活動(森林の整備や里山の保全等)への支援や、森林インストラクターによる小学生を対象とした森林環境教育の実施、森林の重要性や税事業の必要性や効果等の情報発信により、森林を「県民共有の財産」として、社会全体で守り育てる気運を高める取組。(事業期間:H20~H29 年度の 10 年間)

<実績>

平成 20~27 年度の 8 年間で、森林づくり活動に延べ 93,000 人(森林環境税導入前の約 3 倍)が参加。また、3,700 人を超える児童が森林環境教育を受講。



<ボランティアによる植栽>



<森林環境教育>

<あなた御自身について>

Q1. あなたの性別、年齢、お住まいの地域について、該当する項目に☑を付けてください。

〈性別〉 男性 女性

〈年齢〉 19歳以下 20～29歳 30～39歳 40～49歳

50～59歳 60～69歳 70歳以上

〈お住まいの地区〉

北九州地区 福岡地区 筑豊地区 筑後地区 その他()

<平成20年度から実施している取組について>

Q2. 森林環境税による前頁(ページ)の取組みを、あなたはどのように思われますか。該当する項目に☑を付けてください。

[取組1]

[取組2]

①良い取組だと思う →Q3・4は回答不用
→Q5へ

①良い取組だと思う →Q3・4は回答不用
→Q5へ

②良い取組だが改善点があると思う→Q3へ

②良い取組だが改善点があると思う→Q3へ

③良い取組とは思わない →Q4へ

③良い取組とは思わない →Q4へ

Q3. Q2. で「②良い取組だが、改善点があると思う」と回答された方にお伺いします。どうすればよりよい取組になるとお思いますか？御意見をご記入ください。→Q5へ

[取組1]

[取組2]

[] []

Q4. Q2. で「③良い取組とは思わない」と回答された方にお伺いします。なぜそう思われますか？理由をお答えください。→Q5へ

[取組1]

[取組2]

[] []

<森林環境税の負担額について>

森林環境税の導入時に検討した結果、森林の有する公益的機能の恩恵はすべての県民が享受していることから、県民に広く公平に森林環境税の負担を求めることが適当とされ、その税額として、「個人：年額 500 円、法人：年額 1,000 円～40,000 円(法人県民税均等割額の 5%)」を負担していただいております。

[森林環境税が導入されている全国 37 府県の課税状況]

〈個人〉

300 円(1府) 400 円(1県) 500 円(20 県)

600 円(1府) 700 円(3 県) 800 円(3 県)

1,000 円(6 県) 1,200 円(1 県)

300 円+所得割 0.025%(1 県)

〈法人〉

なし(3 府県) 500 円(1 県)

5%(19 県) 7%(3 県) 8%(1 県)

10%(9 県) 11%(1 県)

Q5. 税の負担額について、どう思われますか？該当する項目に☑を付けてください。

安い 適当である 高い わからない

Q6. その他、森林環境税に対する御意見をご自由にご記入ください。

[]